

青森港地方創生拠点整備事業プロポーザル競技実施説明書

青森港地方創生拠点整備事業に関わるプロポーザルの実施については、関係法令に定めるもののほか、この説明書によるものとする。

第1 事業の概要

1 業務の目的

(1) 施設整備の目的

青森港へのクルーズ船の寄港数は平成29年度に過去最多の22回を記録し、平成30年度は過去最多を更新する25回の寄港を予定している。

しかしながら、現在、青森港新中央埠頭にはC I Q（税関、出入国管理、検疫のことをいう。以下同じ。）に対応する施設がなく、これらの手続きを船内で行っている。また、物産販売や観光案内を行う施設もなく、テントやプレハブで対応しているため、雨天時や強風時の対応が課題となっている。

こうした課題に対応するため、平成30年度内の完成を目指して、新中央埠頭にC I Qや物産販売等の機能を有する施設を整備するものである。

(2) 施設の主な利用目的

ア クルーズ船乗客のC I Qの手続きを実施する。

イ アの機能を損なわないことを前提として、地元事業者等による物産販売やサービスの提供、観光案内を行うなど、地域の賑わい創出に資する機能を有する。

2 業務の内容

(1) 業務番号及び業務名

創第1号 青森港地方創生拠点施設新築設計業務

創第2号 青森港地方創生拠点施設新築工事監理業務

創第3号 青森港地方創生拠点施設新築工事

(2) 業務場所 青森市本町3丁目地内

(3) 業務内容 創第1号 設計業務

創第2号 工事監理業務

創第3号 建築一式工事

(4) 履行期限 契約締結の翌日から平成31年3月29日まで

(5) 上限価格 390,000,000円(税込)

(6) 発注方式

本工事は、コンソーシアム（設計及び工事監理担当構成員、施工担当構成員で構成する共同事業体（設計構成員と工事監理構成員は兼ねることができる。）をいう。以下同じ。）からの技術提案について評価を行う公募型プロポーザル方式とする。

プロポーザル競技の結果、最優秀と認められたコンソーシアムの構成員と個別に随意契約するものとする。

第2 設計上の条件

1 敷地条件

本事業が対象とする敷地の主な条件は、以下に示すとおりである。

(敷地概要)

項目	概要
建設場所	青森県青森市本町3丁目107
敷地面積	24,580m ² (全体面積)
地域・地区	用途地域：準工業地域 特別用途地区：大規模集客施設制限地区 防火地域等：準防火地域
建ぺい率	60%
容積率	200%
道路	臨港道路本港線 幅員11.5m (建築基準法第43条ただし書き[接道許可])
上水道	あり (引き込み10m程度)
下水道	公共下水道事業の計画区域外 (施設からの排水は、提供図面を参考のうえ、合併浄化槽の設置又は下水道に接続することとする)
排水	既設排水溝まで10m程度
電気	引き込み必要 (空埋設管あり)
現況	海面埋め立てによる造成地 (アスファルト舗装敷)

(土地利用に関する基本的要件)

- ア 敷地の状況を十分に理解し、場内動線、現状の地盤の高さを生かした計画とする。
- イ 施設利用者の利便性を考慮した外構計画 (駐車場、バスプール、タクシープール、広場、公園等) を提案しても構わないが、本事業で施工するのは、原則として、既設ソーラスフェンス (国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律に基づき立ち入りを制限する区域を設けるために措置するフェンスをいう。以下同じ。) の撤去・増設のみとする。

2 基本的に求める事項

(1) 施設に求める基本事項

- ア 延床面積等 建物1,500m²程度 (±10%)、平屋建て
- イ 施設内の配置等 最低限求める部屋は下記のとおりとする。

- (ア) 多目的ホール
 - ・C I Q手続きを実施するスペース（出入国審査のブースは18ブースを想定する。）
 - ・賑わい創出機能を有するスペース
- (イ) 事務室 4名程度の職員の執務スペース、簡易な打合せスペース
- (ウ) 給湯室 シンク、給湯器などの基本的な設備を有するスペース
- (エ) トイレ（2カ所） 男子用、女子用、多目的トイレを有するスペース

ウ 施設の構造

- (ア) 耐震性能

「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」に基づく耐震安全性の分類として、構造体Ⅱ類、建築非構造部材B類、建築設備乙類を満たすこと。
- (イ) 構造計画

上部構造は、施設整備の基本方針と整合したバランスのよい合理的な形式、部材を選定すること。

基礎構造は、敷地の地盤特性を踏まえた適切な工法、基礎形式とし、塩害、地盤沈下、液化化等の影響がないように配慮すること。
- (ウ) 耐久性能

周辺環境や気候に配慮し、塩害等に対しても対策を講じることで、十分な耐久性能を確保すること。

エ 必要設備等

- (ア) 電気設備

出入国審査ブース（18ブース想定）1ブースあたりパソコン等（本工事に含まない。）5台以上、海側出入口に設置するサーモグラフィ（本工事に含まない。）2台に必要なコンセントを設置すること。
- (イ) 通信設備

事務室で使用する電話回線及びインターネット通信回線、施設利用者開放用無線LANアクセスポイントを設置すること。
- (ウ) 警備用監視カメラ

海側出入口監視用カメラ設備を室内に設置し、録画機能を備えた監視モニターを事務室に設置すること。

オ 外構設備

施設海側の既設ソーラスフェンスの一部を撤去し、端部は施設壁面と接続させるものとする。

(2) 施設の機能に求める基本事項

- ア 青森港新中央埠頭への係留が想定される最大規模のクルーズ船（13万総トン級）の乗客は約3,200人、乗組員は約1,300人である。

青森港が上記の規模のクルーズ船のファーストポート（日本国外から最初に日本国内の港に入港することをいう。）となった場合には、一時的に600人程度が施設内に滞在することを想定している。

また、将来的に誘致を目指すインターポーティング（青森港を含む複数港での乗下船を行うことをいう。）による青森港発着クルーズにおいて、青森港で乗下船する者は300人～50

0人程度と想定される。

なお、現状、クルーズ船を下船する者のC I Q手続きには約4時間を要しており、本施設の整備によりC I Q手続きに要する時間を約2時間に短縮することを目指すものとする。

イ C I Q手続き時に使用する設備については移動及び収納可能なものとし、使用時以外の収納場所を確保すること。

ウ クルーズ船寄港時以外は、スポーツや各種イベント等、地域の賑わい創出に資する機能を有すること。

(3) 施設内外の動線に求める基本事項

ア 施設の建設位置は、クルーズ船乗客の利便性とソーラス条約（海上における人命の安全のための国際条約のことをいう。）で求められる保安対策の必要性から、既設のソーラスフェンスの中央口付近の陸側とする。

イ 施設内へ出入口は、利用者用出入口（自動ドアとすること。）を海側2カ所、陸側1カ所を、ソーラスフェンスの外側に荷物搬出入口を2カ所、職員出入口を1カ所設置することを標準とする。

ウ 施設利用者が施設から雨に濡れずにバスやタクシーに乗車することができること。夜間においても安全にバスやタクシーに乗降できるよう必要な照度を確保すること。

エ C I Q手続きに利用する場合の乗客の施設内移動が円滑になるような動線が確保できること。なお、6に他港の例があるので参照のこと。

オ クルーズ船によっては、バスの台数が30～50台程度想定され、そのほかタクシーの利用も相当数想定される。

(4) その他

現況、冬期間は青森港新中央埠頭の除雪は行っておらず、今後の実施についても未定であるが、冬期間の利活用についての提案を妨げるものではない。

3 工事上の留意事項

(1) 本工事の施工に伴う周辺道路、建築物、工作物等への損傷に対する復旧や、補償などに要する費用は、すべて事業者の負担とする。現場周辺の道路における通行者等の安全に十分留意をし、付近住民への迷惑行為のないように配慮するとともに、テレビの受信障害の苦情に対しては速やかに調査職員又は監督員と協議すること。また、近隣との相互理解に努め、付近の住民に対して誠意のある対応をすること。

(2) 工事の施工にあたっては、工所用資材を運搬するダンプカー等の大型自動車による交通事故防止の観点から、ダンプカー事業者に対しては、ダンプカー協会（土砂等を運搬する大型自動車による交通事故等に関する特別措置法第12条に規定する団体をいう。）加入者を優先的に使用させるように配慮すること。

(3) 建設業退職金共済制度（以下「建退共」という。）に加入している請負者は、工事契約締結後1カ月以内に建退共の発注者用掛金収納書を提出すること。なお、期限内に提出できない特別の事情がある場合は発注者に申し出ること。

(4) 火災保険等

施工担当構成員は、建設工事請負契約書第51条の規定により、工事目的物及び工事材料に火災保険を付す必要がある。

(5) その他

本事業実施期間中の工事場所及び工事場所周辺の除雪作業は、施工担当構成員等が行うこととし、県は行わないものとする。

4 準拠すべき法令、基準等

本事業の実施にあたっては、提案内容及び建設工事内容に応じて、関係法令及び条例、規則、基準等を遵守すること。

本事業の実施にあたっては、原則として下記の基準の最新のものを使用する。

- ・ 公共建築工事標準仕様書（建築・電気・機械）
- ・ 建築設計基準
- ・ 建築構造設計基準
- ・ 建築設備計画基準
- ・ 建築設備設計基準
- ・ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- ・ 青森県福祉のまちづくり条例別表第2（整備基準）
- ・ 青森県公共事業景観形成基準（及びガイドライン）
- ・ 青森県景観色彩ガイドライン
- ・ 建築工事設計図書作成基準
- ・ 建築工事における建設副産物管理マニュアル
- ・ 防犯に考慮した設計ガイドライン
- ・ 青い森県産材利用促進プラン
- ・ 公共建築工事標準単価積算基準
- ・ 公共建築数量積算基準
- ・ 公共建築設備数量積算基準
- ・ 青森県県土整備部建築工事積算基準
- ・ 青森県県土整備部建築工事共通費積算基準
- ・ 青森県県土整備部建築工事単価等決定要領
- ・ 公共建築工事内訳書標準書式(建築・設備)